

2023年6月2日

環境省『地域脱炭素融資促進利子補給事業』指定金融機関に選定

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：松田 正彦）は、2023年5月18日（木）に環境省の本年度の利子補給制度である「令和5年度地域脱炭素融資促進利子補給事業」の指定金融機関に選定され、CO2の排出量削減へ資する設備投資に対し、「地域脱炭素融資促進利子補給制度」の取り扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本事業の採択は2年連続となります。

当行は本制度を活用したESG融資を通して、地域企業の脱炭素経営支援及び競争力向上に貢献してまいります。

記

【制度の内容】

制 度 名	地域脱炭素融資促進利子補給制度
制 度 内 容	自社のCO2排出量を算定している事業者による再生可能エネルギー・省エネルギー設備投資等に対する脱炭素関連融資の利息の一部を融資実行日から最大3年間、環境省が補給します。 【利子補給利率範囲】 利子補給率最大1.0% ※貸付利率1.3%以上→利子補給率=1.0% 貸付利率1.3%未満→利子補給率=貸付利率-0.3% なお、貸付利率が0.3%以下の場合は、利子補給の対象にはなりません。
所 管 省 庁	環境省（執行団体：一般社団法人環境パートナーシップ会議）
融 資 額 上 限	10億円
利子補給対象	高効率・省エネ設備、エネルギーマネジメント設備、再生可能エネルギー発電設備、省エネ建物、電動自動車などの再エネ・省エネ設備投資
留 意 事 項	・ 中古で購入した再エネ・省エネ設備は利子補給対象外となります。 ・ 同一設備投資への、国の他の補助金を併用することはできません。（県や市町村による補助金は併用可）

※「地域脱炭素融資促進利子補給事業」の詳細については、一般社団法人環境パートナーシップ会議のホームページをご参照ください（<https://epc.or.jp>）。

以上

本件に関するお問い合わせ先

営業推進部 コンサルティング営業室 東海林・石塚 TEL：023-626-9019